

# 確認じゃ！



## 臨時福祉給付金（経済対策分）

### 臨時福祉給付金（経済対策分）とは

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、実施するものです。

### 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者である方  
（平成28年度臨時福祉給付金（3千円）を実際に受給したか否かは問いません。）

### ※平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給要件はこちら

〔平成28年度分の住民税が課税されていない方  
ただし、住民税課税者に扶養されている方、生活保護受給者は対象外〕

### 支給額

対象者1人につき1万5千円  
（平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を対象として支給します。）

### 申請に必要なもの

- ① 臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（請求書）
- ② 保険証や運転免許証など本人確認できるもの（支給対象者全員）  
※代理申請の場合は、代理人の印鑑と本人確認書類も必要
- ③ 通帳
- ④ 印鑑

### 申請期間

平成29年2月20日（月）～平成29年5月22日（月）

### 申請場所

保健福祉課福祉対策班（上富良野町保健福祉総合センター かみん 内）

### “振り込め詐欺”や“個人情報”の搾取にご注意ください！

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（経済対策分）」を支給するために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

※「臨時福祉給付金（経済対策分）」について、ご不明な点は、  
【保健福祉課福祉対策班 45-6987】にお問い合わせください。